

がいこくじんりゅうがくせい

外国人留学生ハンドブック2026



2026.4

目次

I. 勉学・生活上の支援組織.....	1
1. 留学生相談	
2. 指導教員	
3. 留学生担当事務	
4. 各種相談窓口	
(1) キャリア・学生支援センター	
(2) キャンパスライフヘルパー	
(3) チューター	
II. 日本語教育.....	3
III. 在留手続き.....	3
1. 在留カード発行の手続き	
2. 転入届け	
3. 国民健康保険・国民年金への加入	
4. マイナンバー制度	
5. 在留期間の更新	
6. 資格外活動許可（アルバイト）	
7. みなし再入国許可と一時出国	
8. 休学	
9. 就労に関する在留資格変更手続き（卒業・修了後）	
10. 出入国在留管理局	
IV. 宿舎.....	8
1. 岐阜大学国際交流会館（A棟・B棟）	
2. 岐阜大学黒野寮	
3. 公営住宅	
4. 民間アパート	
5. 民間アパートの保証人制度	
V. 授業料等.....	9
1. 授業料等	
2. 授業料の納入	
3. 授業料免除制度	
VI. 奨学金（外国人留学生向けの奨学金）.....	10
VII. 医療・健康.....	10
1. 国民健康保険（医療費の補助制度）	
2. 国民年金	
3. 病気になったら	
(1) 保健管理センター	
(2) 病院	
(3) 救急車	

VIII. 生活	11
1. 岐阜大学外国人留学生への援助について	
2. もしものための備え(保険)	
(1) 学生教育研究災害保険	
(2) 外国人留学生(インバウンド留学生向け)インバウンド付帯学総	
(3) 留学生保障制度	
3. 公共交通機関	
(1) 学割	
(2) ICカード	
4. 安全な暮らし	
(1) 違法薬物の取り扱いに関して	
(2) 自転車の運転	
(3) 自動車・バイクの運転	
(4) 交通事故にあった場合	
(5) 防災	
(6) 飲酒と喫煙	
IX. 家族	15
1. 家族ビザ	
(1) 申請	
(2) 更新	
(3) 出生	
2. 子どもの教育	
(1) 保育園(所)	
(2) 幼稚園	
(3) 小・中学校	
3. 家族の就労	
4. 子どもの福祉医療	
参考資料 1. キャンパスマップ	16
参考資料 2. 在留手続き一覧	17

I. 勉学・生活上の支援組織

1. 留学生相談

岐阜大学での留学中に困りごとがあれば、どんなことでも相談に来てください。

相談先： グローカル推進機構 留学支援室 留学支援係
Inbound and Outbound Student Affairs Section (IOSAS)

OPEN： 9：00～17：00

Tel： 058-293-2137

E-mail： direcent@t.gifu-u.ac.jp



岐阜大学MAP

その他、次のところでも相談ができます。

相談先： 保健管理センター

OPEN： 8：45～16：30 (利用には予約が必要です)

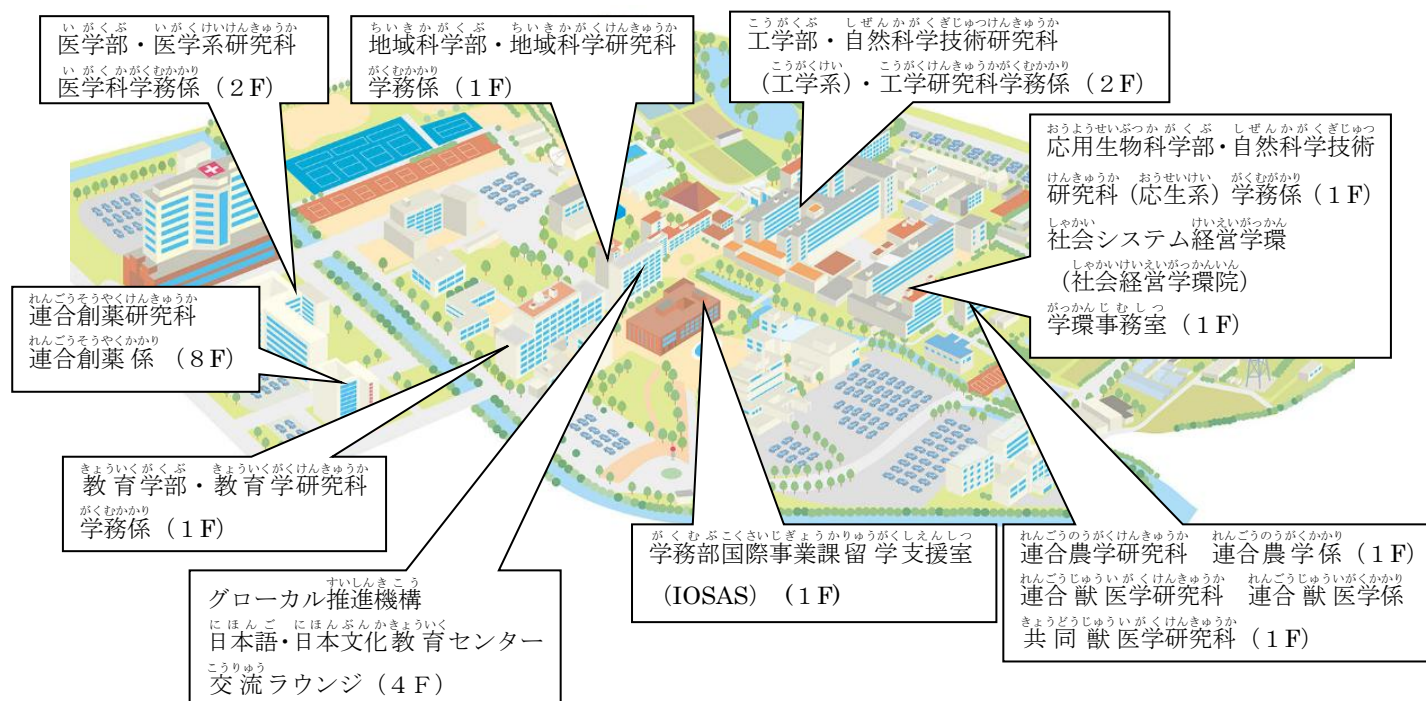
Tel： 058-293-2174

2. 指導教員

学生生活・学習・研究などで悩みがあるときには、指導教員に相談をすることができます。詳しくは各学部・研究科の担当係に聞いてください。

3. 留学生担当事務

各部署の担当係で入学手続き、各種補助金の申請、証明書の交付申請等の事務および学習や生活の助言を行っていますので、気軽に相談してください。



4. 各種相談窓口

その他、キャンパス内には、次の相談窓口があります。

(1) キャリア・学生支援センター (大学会館 1F)

キャリア形成支援、自立活動支援、就職支援などを行っています。

(2) キャンパスライフヘルパー

勉学上や学生生活で困っていること、友人関係の悩みやセクシャル・ハラスメント、アルコールハラスメント等に関する相談など、学生生活の幅広い相談の窓口を各学部や学務部などの教職員が担当しています。

(3) チューター

学部・研究科によっては、留学生にチューター(日本人または留学生)がつけます。学業や生活で困っているときに手伝ってくれます。詳しくは、所属の学部・研究科で聞いてください。

II. 日本語教育

グローバル推進機構日本語・日本文化教育センターでは、留学生を対象に日本語研修コース（集中コース・一般コース）を開講しています。学部所属正規学生、留学ビザを取得していない学生や留学生の家族、外国人研究者は受講できません。

日本語研修コースの受講希望者は、渡日前（9・3月）に指導教員を通じて担当学部・研究科から申請を出してもらっています。

その申請者には、プレイズメントテストがあります。「来日後のチェックリスト」に詳細が載っているので、確認をしてください。分からない人は、日本語・日本文化教育センターに問い合わせてください。

また、次の学期の申請の際も、指導教員を通じて学部・研究科から申請をしてもらいますので、受講を希望する場合は、担当学部・研究科で確認をしてください。継続して受講する場合も申請が必要です。

日本語・日本文化教育センター内にある交流ラウンジ（午前10時から17時まで）には、チューター（午後2時45分から4時45分まで）がいますので、日本語学習の助言が受けられます。ラウンジには、パソコン（3台）・プリンター（1台）があり、PCアカウントがあれば利用できます。

日本語・日本文化教育センター
交流ラウンジ TEL : 058-293-3392

III. 在留手続き

入国後は必要な在留手続きがあります。手続きを怠ると処罰の対象になる場合がありますので、十分注意してください。在留手続きに必要な書類は、「参考資料2. 在留手続き一覧」(p.17,18)にありますので参考にしてください。

★ 来日後すぐにする事

1. 在留カード発行の手続き

上陸許可により中長期在留者となったみなさんには、空港で「在留カード」を発行されます。この在留カードは、外出する際には、必ず持ち歩いてください。

2. 転入届

海外からの転入も、国内からの転入も、転入から14日以内に市役所に届出を行ってください。正当な理由なく住居地を届け出なかった場合、在留資格が取り消される場合があります。

3. 国民健康保険・国民年金への加入

日本には医療費の負担を軽くするための医療システムがあります。日本に3ヶ月以上滞在する留学生は国民健康保険、社会健康保険、共済組合保険のどれかに加入しなくてはなりません。ほとんどの留学生は国民健康保険に加入することになります。市役所で転入届の手続きをするときに、国民健康保険・国民年金の加入手続きも忘れずにしましょう。

● 国民健康保険について

市役所で国民健康保険加入手続きをとると、自宅に「資格確認書」が届きます。医療機関を受診するときこの資格確認書を持参することで窓口負担が3割になります。また、資格確認書とマイナンバーカードを提携させることでマイナ保険証として利用が可能となります。マイナンバーカードについては「4. マイナンバー制度」で確認してください。

後日、自宅に保険料の通知が届きます。用紙が届いたら振込期限にかかわらず、早めに支払いをしましょう。コンビニエンスストアや金融機関で支払うことが出来ます。国民健康保険料には減免制度があります。自治体の担当課でああなたの前年度の所得が一定基準以下だと認められた場合には減免が認められます。手続きは市役所で行います。

● 国民年金保険について

- ・ 正規生の学生は国民年金保険料の「学生納付特例」の申請をしてください。
- ・ 非正規生の学生（交換留学生等）は「年金免除」の申請をしてください。

日本年金機構ホームページに外国語での説明がありますのでQRコードを確認ください。



4. マイナンバー制度

日本では、住民登録をしたすべての人にマイナンバー（個人番号）が登録されます。マイナンバーは、主に税金、福祉、災害対策の分野で使用されます。日本に上陸後、市役所で住民登録をして約1ヶ月後にマイナンバーをお知らせする「通知カード」が郵便で届きます。希望する人は写真付きのマイナンバーカードを申し込むことができます。マイナンバーカードがあれば、身分証明書として利用でき、資格証明書と連携することで、マイナ保険証として利用が可能です。また、マイナンバーカードがあると在留手続きをオンラインで申請できるようになります。

詳しくは出入国在留管理庁のHPを参考にしてください：



★ 来日後1年又は2年後にすること

5. 在留期間の更新

「留学」の在留資格を持つ学生が日本に在留を許可される期間は、3か月、6か月、1年、1年3か月、2年、2年3か月、3年、3年3か月、4年、4年3か月のいずれかです。この期間を延長するためには出入国在留管理局に在留期間の更新をしなければなりません。この手続きは在留期間満了日の3ヶ月前から申請できます。手続きについては、「参考資料2. 在留手続き一覧」(p.17, 18)を確認ください。分からない場合には所属学部・研究科又は留学支援室に聞いてください。更新手続きは大変重要です。更新申請は、在留期限の3ヶ月前からできます。更新しないと、不法滞在とみなされ、国外退去扱いになることもありますので、在留期限に十分気を付けてください。

6. 資格外活動許可 (アルバイト)

「留学」ビザは、就労活動を認めていない在留資格です。留学生が、アルバイトを希望する場合には、事前に「資格外活動許可」を受ける必要があります。この申請は、入国時には空港で、それ以降は最寄りの出入国在留管理局で行います。国費留学生と交換留学生がアルバイトを希望するときには、指導教員に必ず相談してください。

許可を受けると、1週(連続した7日間)について28時間以内のアルバイトができます。ただし、風俗営業(パチンコ、キャバクラ、ホステスのいる飲食業など)のアルバイトは禁止されています。許可なしのアルバイトや許可された範囲を超えたアルバイトをすると強制退去を含む処罰の対象になりますので、注意してください。

アルバイトが決まったら「勤務報告書」を所属学部・研究科に提出してください。アルバイト先を変更した場合にも、報告が必要です。

また、休学中や卒業(修了)後は、資格外活動許可の期限内であっても、アルバイトはできません。



7. みなし再入国許可と一時出国

日本滞在中、日本から母国や他の国に行く場合には、「みなし再入国許可」により出国する制度があります。出入国する際に、必ず在留カードを提示して、再入国出国記録を

記入ください(17ページ参照)。このみなし再入国許可により出国した学生は、出国後1年以内に再入国しなければなりません。在留期限が出国してから1年未満である場合は、その在留期限までに再入国してください。期限内に再入国しないと在留資格が失われます。

また、出国する際には、指導教員と所属学部・研究科の担当係に「海外渡航届」を提出してください。

8. 休学

「留学」の在留資格で日本に滞在する留学生が、3か月以上休学する場合、原則として、「留学」の在留資格が取り消されます。速やかに出国するか、日本に引き続き滞在する場合は、適切な在留資格への変更手続きを行ってください。ただし、「正当な理由」があると判断されれば、在留資格取消の対象とならない場合もあります。

出入国在留管理局が「正当な理由」として認める場合：

- ① 病気治療のため、長期間の入院が必要で、やむを得ず教育機関を休学し、
- ② 退院後は復学する意思がある場合

休学をしたいときはまず、指導教員と所属学部・研究科の担当係に相談してください。

また、休学中に資格外活動(アルバイト)はできません。

9. 就労に関する在留資格変更手続き(卒業・修了後)

卒業・修了した留学生は、在留期限が残っていても、帰国しなければなりません。残りの期間は、帰国の準備期間として考え、行動してください。この期間は、資格外活動許可があってもアルバイトはできません。卒業、修了してからも引き続き日本に滞在する場合には、すみやかに在留資格を変更してください。

- (1) 日本で就職をする場合：
現在の「留学」の在留資格を「人文知識」「国際業務」「技術」など、就労可能な在留資格に変更してください。
- (2) 引き続き就職活動をする場合：
卒業・修了後も引き続き就職活動をする場合には、在留資格を「特定活動」へ変更してください。この在留資格で6か月間日本に滞在して就職活動ができます。1回のみ更新が可能です。この申請には、大学からの「推薦状」が必要です。卒業月の翌月末までに、各学部・研究科の学務係に発行依頼をしてください。
- なお、推薦状は卒業前に発行できません。卒業前に在留期限が切れる学生は、「卒業見込証明書」と部局が発行した文書を出入国在留管理局へ提出し、手続きを進めてください。卒業後は、速やかに「推薦状」を追加で提出してください。この申請は、在留期限の約3か月前から行うことができます。

10. 出入国在留管理局

名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所

- 住所 ● 〒500-8812 岐阜市美江寺町2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館4階
- 電話番号 ● 058-214-6168
- 受付時間 ● 月曜～金曜 9:00～12:00 13:00～16:00



- 行き方 ● 岐阜バス：
「市民会館・裁判所前」から徒歩3分、「今沢町」から徒歩6分、「西野町」から徒歩10分

名古屋出入国在留管理局

- 住所 ● 〒455-8601 名古屋市港区正保町5丁目18番
- 電話番号 ● 0570-052-259 (留学審査部門)
- 受付時間 ● 月曜～金曜 9:00～16:00



- 行き方 ● JR名古屋駅下車、あおなみ線「港北」駅下車、徒歩2分

IV. 宿舎

1. 岐阜大学国際交流会館 (A棟・B棟)

この国際交流会館 A棟・B棟は、外国人留学生のための宿舎です。入居の時期は、4月と10月です。入居の募集は、例年1月(4月入居)と7月(10月入居)に行いますので、所属学部・研究科からの案内に注意して、各学部・研究科で申し込んでください。

施設：単身室(69室)、家族室(7室)、夫婦室(14室) 補食室、洗濯室があり、各部屋には、ベッド、机、椅子、洋服ダンス、本棚、冷蔵庫、ユニットバス(B棟単身室は各階共同のシャワールームを利用)、トイレ、エアコン等が備え付けられています。また、各部屋・ロビーでは、インターネット接続が可能です。

住所：〒501-1193 岐阜市柳戸1-1 岐阜大学国際交流会館

2. 岐阜大学黒野寮

この寄宿舎は、主として学部学生のための寮です。日本人学生と一緒に寮で、男子寮と女子寮に分かれています。

入居を希望する場合は、学務部学生支援課(TEL: 058-293-3198)に尋ねてください。詳細は下記のHPを参照してください。

★岐阜大学学生寮(黒野寮)ホームページ：



3. 公営住宅

岐阜市営住宅と県営住宅があります。これらの入居申込みは、岐阜県住宅供給公社で行います。申込み方法などについては、岐阜県住宅供給公社に問い合わせてください。

★市営住宅に関すること

岐阜県住宅供給公社 岐阜事務所 岐阜市役所2階 (TEL 058-265-3900) 直通

★県営住宅に関すること

岐阜県住宅供給公社 県庁西出張所 (TEL 058-214-7058)

4. 民間アパート

岐阜大学消費生活協同組合(大学生協)では、下宿、アパート等の斡旋を行っていますので、希望する学生は相談してください。

★岐阜大学消費生活協同組合ホームページ



その他、アパート仲介業者や不動産会社でアパートを借りることができます。

5. 民間アパートの保証人制度

岐阜大学の連帯保証制度は、令和8年3月で終了しました。賃貸借契約をするときは、民間の保証会社が保証人になります。民間の保証会社への加入は、物件の管理人にご確認願います。加入する保証会社の指定がない場合は、大学生協と保証会社Casaが提携した商品で、より手厚い保証の「大学生協安心スマイ君」への加入をおすすめします。民間の保証会社への保険料(10,000円～)の支払いと火災保険への加入(約8,000円)が発生しますので、保険料のご準備をお願いします。不動産会社等が指定する民間の火災保険等がない場合、岐阜大学生協(学生賠償責任保険)へのご加入をおすすめします。

V. 授業料等

1. 授業料等

学生の所属する身分によって検定料・入学料・授業料の金額が異なります。

2. 授業料の納入

岐阜大学から納入方法のお知らせが大学WEBサイトにあります。

納入方法が分からない場合は、所属学部・研究科事務室または、留学支援室に聞きに来てください。

★大学WEBサイト 授業料の納入方法について



3. 授業料免除制度

正規生かつ私費留学生は、授業料免除申請をすれば、学業優秀で経済的な理由により授業料の納付が困難な場合、審査により授業料が免除されることがあります。授業料免除の申請を予定している場合も免除を受けることを前提にせず、授業料を支払う準備をしましょう。申請時期は、学務情報システム内の【Information】に掲載されますので、注意してください。詳細は、学生支援課に問い合わせてください。

学生支援課 TEL : 058-293-2149 / 3198

VI. 奨学金 (外国人留学生向けの奨学金)

外国人留学生対象の奨学金は、その都度募集をします。大学推薦型の奨学金は所属の部局からのメールを確認してください。また、個人応募型の奨学金は学務情報システムに掲載します。

なお、奨学金の最新情報は、大学WEBサイトで確認できます。

★岐阜大学グローバル推進機構ホームページ (外国人留学生向け奨学金)



VII. 医療・健康

1. 国民健康保険 (医療費の補助制度)

日本に3ヶ月以上滞在する留学生のほとんどは、国民健康保険に加入する必要があります。例外となるのは、日本の企業や官公庁に勤務する家族の扶養となつて社会健康保険もしくは共済組合保険の被保険者となつている留学生のみです。

この保険の加入は、各市町村役場で手続きができます。この保険に加入していると、医療機関(病院・クリニック)で診療を受けた場合、歯科医院を含む医療機関での自己負担額が保険対象の医療費の30%となります。また、保険料は、世帯(家族)の収入や人数などを基にして決められますので、世帯によって違います。収入が少ない場合、手続きを行えば、保険料の減免制度を利用できます。5月に国民年金保険簡易申告書が届いた場合には、速やかに提出しましょう。詳しくは、次のところに問い合わせてください。

問い合わせ先：岐阜市役所 国保年金課 保険料係 (TEL：058-214-4315 (直通))

2. 国民年金

日本に住み票を持っている20歳以上60歳未満の方は、国籍を問わず国民年金へ加入して、保険料を納めることが義務づけられています。年金は、加入者の納める保険料と国の負担によって運営され、加入者が高齢になったときや、不慮の事故などで障害者となつて働けなくなった場合に支払われます。学生の場合は学生納付特例制度を利用することで、支払いが免除されます。詳しいことは、次のところに問い合わせてください。

問い合わせ先：岐阜市役所 国保年金課 年金係 (TEL：058-214-2086 (直通))

3. 病気になったら

(1) 保健管理センター

保健管理センターでは、応急処置、健康診断、心の相談、その他の健康相談などを行っています。毎年、健康診断があります。すべての留学生（研究生や特別聴講生などを含む）は、毎年健康診断を必ず受けてください。

★岐阜大学保健管理センターホームページ



(2) 病院・クリニック

病院・クリニックにかかる場合には、必ず資格証明書を持って行ってください。自己負担額は保険対象の医療費の30%です。

もし、入院をすることになったら、必ず所属学部・研究科の担当係に連絡してください。

(3) 救急車

急病や重大な怪我をした場合には、119番に電話して救急車を呼んでください。救急車を呼んだときには、患者のいる場所を正確に伝えてください。

救急車は、日本では無料ですが、緊急に治療を必要とする場合のみ利用してください。

VIII. 生活

1. 岐阜大学外国人留学生への援助について

生活一時金の貸付

正規生を対象に学費の支払い以外の目的（生活費、住宅費、医療費、一時帰国費など）で、一時的に多額の費用が必要な場合、10万円までを限度に無利子で貸し付ける制度があります。返済は5か月以内で、貸付は一年度に一回限りです。貸付について条件もありますので、希望する学生は、留学支援室に相談してください。

2. もしものための備え(保険)

(1) 学生教育研究災害保険

講義・実験・実習などによる授業中、大学の行事中、課外活動中、通学などで不慮の事故により学生が死亡又は身体に障害をうけたときに支払われます。6ヶ月以上在籍する私費外国人留学生の場合は、岐阜大学外国人留学生援助会が保険料を負担し全員加入します。ただし、国費外国人留学生、外国政府派遣留学生及びJICA、JICE等からの高額奨学金受給者は、学務部学生支援課で各自、加入してください。（保険料は個人負担です。）

- (2) 外国人留学生 (インバウンド留学生向け) インバウンド付帯学総
外国人留学生 (インバウンド留学生) がより安心して日本での留学生活を送れるように、加入しやすい保険制度を日本国際教育支援協会が創設しました。この保険は、正課・学校行事・キャンパス内等における傷害事故の補償に加え病気や救護者費用、賠償責任等の補償を充実させた保険制度で、自転車運転中の事故も補償の対象となります。詳しくは学務部学生支援課または留学支援室でパンフレットを受け取ってください。WEBで加入申し込みが可能です。(国際交流会館A・B棟に入室の学生は、全員加入につき改めて留学支援室より連絡します。)

- (3) 留学生保障制度
岐阜大学消費生活協同組合では、火災共済、海外旅行傷害保険のほかに、怪我や病気で入院、通院したときに保障される生命共済も取り扱っています。必要な方は、生協に問い合わせをしてください。

3. 公共交通機関

- (1) 学割
正規生の学生は公共交通機関で学割を使うことができます。学割証は学務部事務室内の証明書自動発行機で発行してください。

- (2) ICカード

Suica (スイカ)、manaca(マナカ)、TOICA (トイカ)、ICOCA (イコカ) などの主要なICカードが利用できます。



4. 安全なくらし

- (1) 違法薬物に関する注意
日本では、違法薬物に対する取締りが非常に厳しく、留学生も例外ではありません。違法薬物は、使用するだけでなく、持っている(所持)だけでも犯罪になります。母国では合法でも、日本では、違法になる場合があります。「知らなかった」は通用しません。

代表的な違法薬物には、大麻、覚せい剤、MDMA、コカイン などがあります。

違反した場合、以下のことが起こります。

- ・警察に逮捕される可能性があります。
- ・大学を退学になる場合があります。
- ・自国へ帰されることがあります。

少しでも怪しい誘いは、はっきり断りましょう。また、困ったら、ひとりで悩まず大学に相談しましょう。

(2) 自転車の運転

自転車を買ったときは、買った店で防犯登録を行ってください。

自転車を利用する人は自転車保険に加入することが義務づけられています。ただし、すでに入っている他の保険に自転車事故の補償（自転車保険）が含まれている場合は加入する必要はありません。未加入の人は、自分で一般の損害保険会社などで加入手続きを行ってください（コンビニエンスストアでも手続き可能）。

日本には自転車の交通ルールがあるので、ルールに従って運転してください。

また、自転車で道路を走るときにはヘルメットを着用するよう努めましょう。駐輪するときは決められた場所に止めて、必ず鍵をかけてください。

(3) 自動車・バイクの運転

自動車・バイクを運転するときは、運転免許証が必要です。

無免許運転は絶対にいけません！事故を起こした場合、

多額な補償が必要になることもあります。

運転の必要がある場合には、まず指導教員に相談をしてください。



注1) 運転免許証の取得

日本で運転免許証を取得する場合には、自動車教習場に通って①運転免許試験場で学科試験だけを受ける方法（実技試験は免除）、②運転免許試験場で学科と実技試験を受ける方法、③国際免許からの切替え、の3つがあります。

また、ジュネーブ条約に基づいた国際自動車運転免許証があれば運転も可能です。ただし、有効期間は、母国での発給日から1年以内、かつ、日本上陸日から1年以内です。母国で更新手続きや新たな国際運転免許証を取得してから3か月以内に日本に戻ると、日本で運転ができません。国際免許から日本免許への切替えもできません。

注2) 自動車・バイクを所有したとき

自動車・バイクの保険に加入する必要があります。保険には「自動車損害賠償責任保険」と「任意保険」の2種類があり、「自動車損害賠償責任保険」は加入が義務づけられています。しかし「自動車損害賠償責任保険」で補償されるのは対人（他人のケガ・死亡）のみで、対物や自分・同乗者の補償、車両の損害は対象外です。そのため任意保険も加入する必要があります。

注3) 駐車許可証（※日本の免許証のみ可能）

岐阜大学に車で入構する場合は、入構許可証を所持しなければなりません。各所属学部・研究科の担当係で手続きをしてください。

(4) 交通事故にあった場合

方が一事故にあったら、落ち着いて次の行動をとってください。

- ① 負傷者が出た場合には、すぐに救急車 (TEL: 119) を呼んでください。
- ② 警察 (TEL: 110) に連絡し、交通事故証明をもらってください。
- ③ 道路上の危険物を除去してください。
- ④ 相手の氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先を必ず聞いてメモしてください。(後のトラブル回避のため、カメラで相手の車のナンバー、免許証、相手と自分の車の損傷箇所および全体を証拠として撮っておくと良いでしょう。)
- ⑤ 所属学部・研究科に届出をしてください。

(5) 防災

日本は、地震が多い国です。地震が起きたとき、どうするのか、どこが避難場所なのか、事前に調べておいてください。岐阜大学では定期的に防災訓練を行っていますので参加しましょう。

<参考>各種防災マニュアル

★岐阜大学
「災害対策マニュアル」



★岐阜県国際交流センター
「多言語防災ガイド」



★消防防災科学センター
「地震に自信を」



(6) 飲酒と喫煙

お酒とたばこは20歳から

日本では、20歳未満の飲酒および喫煙は法律により固く禁止されています。(国籍に関係なく適用されます)

20歳未満の方にお酒やたばこを勧めること、購入して渡す行為も禁止されています。

また、お酒を飲むときは、体調や体質に配慮して、適量を守りましょう。

一気飲みや無理な飲酒は大変危険です。一気飲みの強要は禁止です(ハラスメントに該当します)

節度ある飲酒を心がけましょう。

IX. 家族

1. 家族ビザ

(1) 申請

家族を日本へ呼び寄せる場合、家族のために在留資格「家族滞在」を得る必要があります。この在留資格の対象者は、留学生の扶養を受ける配偶者と子どもです。資格取得のためには留学生に、安定的・継続的な扶養能力があることが必要です。

(2) 更新

「家族滞在」の在留資格にも在留期限があります。期限が近くなったら出入国在留管理局で更新手続きをしてください。

(3) 出生

留学生夫婦（ともに外国籍）の間に子どもが生まれた場合、14日以内に市町村（市役所）へ出生届を提出するとともに、生まれたの日から30日以内に、その子どもの在留資格取得の申請をしなければなりません。申請は、子どもの両親のどちらかが、出入国在留管理局で行ってください。

2. 子どもの教育

(1) 保育園（所）

保育園（所）は、両親が仕事のため、昼間子どもの世話ができない場合に乳幼児を預ける所です。入園手続、保育料などの詳細は、岐阜市子ども保育課に問い合わせてください。（TEL:058-214-2143）

(2) 幼稚園

幼稚園は、3歳から小学校入学年齢までの幼児が入園対象です。申し込み方法や入園料は、市立・私立によって異なります。各幼稚園に問い合わせてください。

(3) 小・中学校

日本では、子どもを小・中学校に就学させる義務がありますが、外国籍の方は希望制です。家族の小中学校入学を希望する人は、岐阜市教育委員会学校指導課に問い合わせてください。（TEL:058-214-7156）



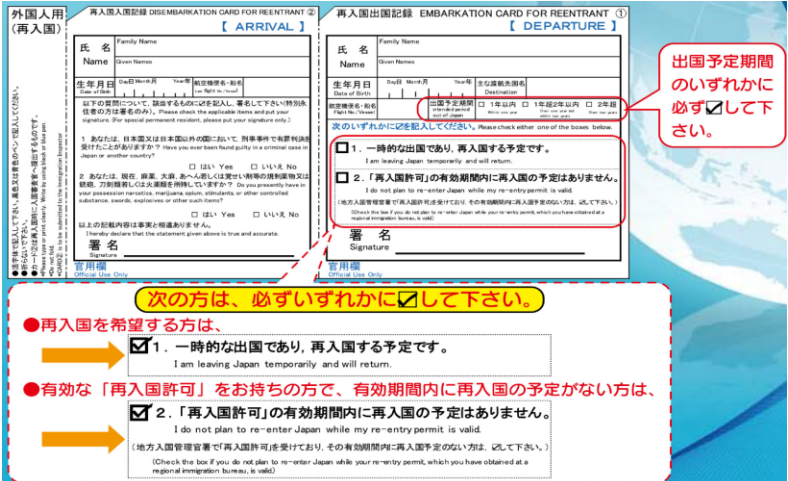
3. 家族の就労

「家族滞在」の在留資格でパートタイムやアルバイトの就労は原則できません。ただし、出入国在留管理局で「資格外活動許可」を申請すれば1週について28時間以内の就労はできます。

4. 子どもの福祉医療

日本国内で出産予定の方は、かかりつけの産科で必要書類を受け取りの上、居住の自治体で母子健康手帳を受け取ってください。また乳幼児を帯同している場合には、転居届を提出する際に、定期予防接種が受けられるよう手続きをしてください。

ざいりゅうてつづ いちらん
在留手続き一覧

てつづ くぶん 手続き区分	ひつようしよるい 必要書類	しんせいばしよ 申請場所
<p>てんにゅうとどけ 1. 転入届</p>	<p>ざいりゅう (1) 在留カード (2) パスポート ※ 日本入国日・引越し完了日より14日以内に行うこと</p>	<p>ぎふしやくしよ かい 岐阜市役所 1階 しみんか 市民課</p>
<p>こくみんけんこうほけん 2. 国民健康保険</p>	<p>てんにゅうとどけ ていしゅつ おこな さい かにゅうてつづ 転入届の提出を行った際に、加入手続きをしてください</p>	<p>ぎふしやくしよ かい 岐阜市役所 2階 こくほ ねんきんか 国保・年金課</p>
<p>こくみんねんきん 3. 国民年金</p>	<p>くわ しやくしよ こくほ ねんきんか しよくいん き 詳しくは市役所の国保・年金課の職員に聞いてください</p>	
<p>ざいりゅうきかん こうしん 4. 在留期間の更新</p>	<p>ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせいしよ つう (1) 在留期間更新許可申請書 1通 しやうめいしやくしん じやう (2) 証明写真 (4 cm x 3 cm) 1葉 ざいがくしやうめいしよ つう (3) 在学証明書 1通 せいせきしやうめいしよ つう (4) 成績証明書 1通 けんきゅうせい ばあい けんきゅうないやう きさい しやうめいしよ 研究生の場合は研究内容が記載された証明書 だいがく がくぶ ほっこう もの (大学の学部で発行された物) けいひしべんのうりよくしやうめいしよ (5) 経費支弁能力証明書 (6) パスポート ざいりゅう (7) 在留カード てすうりやう えん まどぐち (8) 手数料 6,000/5,500円 (窓口/オンライン)</p>	<p>しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅうかんりきよく 在留管理局</p>
<p>しかくがいかつどうきよか 5. 資格外活動許可 (アルバイト)</p>	<p>しかくがいかつどうきよか かしんせいしよ つう (1) 資格外活動許可申請書 1通 (2) パスポート ざいりゅう (3) 在留カード かつどう ないやう あき しよるい きよか しゅるい ほうかつきよか (4) 活動の内容を明らかにする書類 (許可の種類 (包括許可/ 個別許可) により異なる。※ 手数料は不要</p>	<p>しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅうかんりきよく 在留管理局</p>
<p>さいにゅうこく 6. 再入国について (1年未満で 日本へ戻る場合： みなし再入国制度)</p>	<p>にほんしゅつこく さいにゅうこく じ かなら ざいりゅう じきん 日本出国・再入国時は必ず在留カードを持参すること。 また、出国の際、再入国出国記録の該当欄にチェックを入れ る。ただし、出国後1年以内に在留期間が満了する場合、 さいにゅうこくきげん ざいりゅうきげん 再入国期限はその在留期限までとなります。</p>  <p>外国人用 (再入国) 再入国記録 (DIS) EMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ② [ARRIVAL] 再入国記録 (DE) EMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT ① [DEPARTURE]</p> <p>●再入国を希望する方は、 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 ●有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は、 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。</p>	<p>しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅうかんりきよく 在留管理局</p>

<p>ねんいじょう (1年以上 にほん はな ぼあい 日本を離れる場合： さいにゅうこくきよかしんせい 再入国許可申請)</p>	<p>ねんいじょうにほん はな ぼあい かなら さいにゅうこくきよかしんせい ひつよう 1年以上日本を離れる場合は必ず再入国許可申請が必要になります。</p> <p>しんせい ひつよう か き てん 申請に必要なものは下記5点です。</p> <p>(1) さいにゅうこくきよかしんせいしよ つう 再入国許可申請書 1通</p> <p>(2) パスポート</p> <p>(3) ざいりゅう 在留カード</p> <p>(4) がくせいしよまた ざいがくしよめいしよ 学生証又は在学証明書</p> <p>(5) てすうりょう えん かい まどぐち 手数料 4,000/3,500円 (1回) (窓口/オンライン)</p>	
<p>ざいりゅうしかく へんこう 7. 在留資格の変更</p>	<p>(1) ざいりゅうしかくへんこうきよかしんせいしよ つう 在留資格変更許可申請書 1通</p> <p>(2) しょうめいしやしん 4cm x 3cm 1葉 証明写真 (4 cm x 3 cm) 1葉</p> <p>(3) ざいりゅうしかくべつりつしよしよるい 在留資格別立証書類 しんせいりゅう しょうめい しりょう (申請理由を証明する資料)</p> <p>(4) パスポート</p> <p>(5) ざいりゅう 在留カード</p> <p>(6) てすうりょう えん まどぐち 手数料 6,000/5,500円 (窓口/オンライン)</p>	<p>しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅうかんりきよく 在留管理局</p>
<p>かぞく よ よ 8. 家族の呼び寄せ</p>	<p>(1) ざいりゅうしかくにんていしよめいしよこうあしんせいしよ つう 在留資格認定証明書交付申請書 1通</p> <p>(2) しんせい かぞく しょうめいしやしん 4cm x 3cm 1葉 申請する家族の証明写真 (4 cm x 3 cm) 1葉</p> <p>(3) りゅうがくせい ふようしや しんせいにん かぞく みぶんかんけい しよ 留学生 (扶養者) と申請人である家族との身分関係を証 する文書 (戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等のい ずれかでふようしや みぶんかんけい きさい ずれかで扶養者との身分関係の記載のあるもの)</p> <p>(4) りゅうがくせい ふようしや ざいりゅう また うつ 留学生 (扶養者) の在留カード (又はパスポートの写し)</p> <p>(5) りゅうがくせい ふようしや しゅうにゅう しよ ぶんしよ りゅうがくせい かぞく 留学生 (扶養者) の収入を証する文書 (留学生が家族 せいかつひよう しべん こと しよ の生活費用を支弁できる事を証するもの)</p> <p>* りゅうがくせい ふようしや ざいがくしよめいしよ 留学生 (扶養者) の在学証明証</p> <p>* りゅうがくせい ふようしや めいぎ よきんざんだかしよめいしよまた そうきんじじつ 留学生 (扶養者) 名義の預金残高証明書又は送金事実を しょうめい ぶんしよ 証明する文書</p> <p>* きゅうふきんがくおよ きゅうふきかん めいじ しよがくきゅうふ かん 給付金額及び給付期間を明示した奨学給付に関する しょうめいしよ 証明書</p> <p>(6) へんしんようふうとう 返信用封筒 かんいかきどめ えんぶん きって ていけいふうとう は (簡易書留として460円分の切手を定型封筒に貼る)</p>	<p>しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅうかんりきよく 在留管理局</p>

ざいりゅうてつづ かん しょうさい しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちよう らん おお げんご
※在留手続きに関する詳細は、出入国在留管理庁のホームページをご覧ください。多くの言語に
たいおう
対応しています。

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちよう
★出入国在留管理庁のホームページ

